

議案第9号

朝来市基金条例の一部を改正する条例制定について
朝来市基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月25日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

教育の振興に必要な財源に充てることを目的とする教育振興基金を設置するため、
所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市基金条例の一部を改正する条例

朝来市基金条例（平成25年朝来市条例第1号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前														
<p>(名称及び目的)</p> <p>第3条 基金の種類ごとの名称及び設置の目的は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 積立基金</p> <table border="1" data-bbox="226 699 1077 959"><thead><tr><th>名称</th><th>設置の目的</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>交通安全対策基金</td><td>交通安全対策の推進に必要な財源に充てる。</td></tr><tr><td>教育振興基金</td><td>教育の振興に必要な財源に充てる。</td></tr></tbody></table> <p>(2) (略)</p>	名称	設置の目的	(略)		交通安全対策基金	交通安全対策の推進に必要な財源に充てる。	教育振興基金	教育の振興に必要な財源に充てる。	<p>(名称及び目的)</p> <p>第3条 基金の種類ごとの名称及び設置の目的は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 積立基金</p> <table border="1" data-bbox="1198 699 2049 906"><thead><tr><th>名称</th><th>設置の目的</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>交通安全対策基金</td><td>交通安全対策の推進に必要な財源に充てる。</td></tr></tbody></table> <p>(2) (略)</p>	名称	設置の目的	(略)		交通安全対策基金	交通安全対策の推進に必要な財源に充てる。
名称	設置の目的														
(略)															
交通安全対策基金	交通安全対策の推進に必要な財源に充てる。														
教育振興基金	教育の振興に必要な財源に充てる。														
名称	設置の目的														
(略)															
交通安全対策基金	交通安全対策の推進に必要な財源に充てる。														

附 則

この条例は、公布の日から施行する。